

■豊明市生活困窮世帯・ひとり親家庭等の子どもに対する学習等支援事業業務委託に係る公募型プロポーザル\_\_事前質問及び回答一覧

No.	内容	回答
1	プレゼンテーション時に事業者名を名乗ってもよろしいでしょうか。	プレゼンテーション時は事業者名を名乗っていただき、ご参加いただく想定です。
2	企画提案書は会社名、個人情報等をマスキングする必要があるでしょうか。	企画提案書は審査会でのみ、審査委員が審査のために使用しますので、会社名、個人情報等をマスキングする必要はありません。
3	企画提案書の正本への押印は、表紙を作成して、表紙の事業者名に押印するなど決まった書式の想定はありますか。	企画提案書には、業務委託実施にあたっての基本理念、運営方針、実施計画、業務体制(スタッフ数等)、危機管理(個人情報の管理体制、トラブルへの対応等)について記載していただく他は、特に決まった書式もありませんので、表紙を作成していただくなどして、鑑として事業者様の住所・事業所名・代表者名及び代表者印の押印をお願いします。なお、全てA4縦判(A3の折込みも可)横書きで統一し、左2点綴じしていただきたいです。
4	台風等、対象者が通うのが困難になる場合、学習支援が中止になるか延期になるかご教示ください。また、延期になる場合、振替日はいつになるのか、想定があればご教示ください。	対象者の安全確保が最優先であるため、台風等により対象者が通うのが困難になった場合は、学習支援は中止とする想定です。ただし、仕様書の要件を満たさなくなる場合等には、振り替えていただくか業務委託料の減額等の対応をしていただくことを協議する場合があります。
5	台風等、対象者が通うのが困難で、学習支援が中止または延期になる場合の判断基準をご教示ください。(例:開催時間の3時間前に災害警報が発令されている時 など)	学習支援を中止とする判断基準としては、学習支援開始時間の2時間前に「暴風警報」「警戒レベル4以上」「特別警報」が発令されている場合を想定しています。その他、実際の災害等の際には、対象者の安全を最優先にしてご対応いただきたいと思います。